

議案第 29 号

平成 24 年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 平成 24 年度三重県伊賀市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 24 年度三重県伊賀市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の主な建設改良事業の原水及び浄水施設事業「8,000 千円」を「10,574 千円」に、給水区域内配水施設事業「185,500 千円」を「65,960 千円」に、水道拡張事業「884,000 千円」を「792,796 千円」に改める。

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	3,277,892 千円	△6,960 千円	3,270,932 千円
第 1 項 営業収益	2,710,190 千円	△23,160 千円	2,687,030 千円
第 2 項 営業外収益	161,274 千円	16,200 千円	177,474 千円

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	3,227,736 千円	9,622 千円	3,237,358 千円
第 1 項 営業費用	2,263,165 千円	846 千円	2,264,011 千円
第 2 項 営業外費用	949,471 千円	8,776 千円	958,247 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 1,202,016 千円」を「不足する額 1,163,884 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収入	1,087,260 千円	△176,015 千円	911,245 千円
第 1 項 負担金	112,100 千円	△84,416 千円	27,684 千円
第 2 項 企業債	270,000 千円	△32,200 千円	237,800 千円
第 3 項 出資金	270,000 千円	△32,200 千円	237,800 千円
第 4 項 他会計繰入金	165,060 千円	3,890 千円	168,950 千円
第 5 項 国庫補助金	270,000 千円	△32,200 千円	237,800 千円
第 7 項 その他資本的収入	0 千円	1,111 千円	1,111 千円

支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的支出	2,289,276 千円	△214,147 千円	2,075,129 千円
第 1 項 建設改良費	1,125,412 千円	△223,432 千円	901,980 千円
第 2 項 企業債償還金	1,163,864 千円	9,285 千円	1,173,149 千円

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
水道広域 化促進事 業	千円 270,000	証書借入 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金等に ついて、利率 の見直しを行 った後におい ては、当該見 直し後の利 率)	政府資金及び特 定資金について は、その融通条 件により、銀行 その他の場合に は、債権者との 協定によるもの とする。ただし、 企業財政の都合 により据置期間 及び償還期限を 短縮し、若しく は繰上償還又は 低利に借換えす ることができる。	千円 237,800	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
計	270,000				237,800			

平成 25 年 2 月 13 日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄